

改正養蜂振興法が25年1月から施行されます

種蜂や養蜂器具等を、特に、趣味的に養蜂をされる方に販売される場合には、次の点をお伝え下さい。

- 蜜蜂を飼育している方は、毎年、住所地を管轄する農林事務所に飼育届を提出する必要があります。
趣味で飼育する場合も、届出が必要です。
ただし、農作物の花粉受精用の一時的な飼育など、届出が不要な場合がありますので、詳しくは農林事務所にお問い合わせください。
- 蜜蜂の飼育中は、適切な管理をお願いします。
- 蜜蜂の飼育をやめるときは放置せず、巣箱や器具の消毒など、必ず適切に処置してください。
- 蜜蜂に異常があれば、最寄りの家畜保健衛生所に相談してください。

お問い合わせは農林事務所へ

福岡農林(福岡市中央区赤坂)	092-735-6126
朝倉農林(朝倉市甘木)	0946-22-2732
八幡農林(北九州市八幡西区則松)	093-601-8852
飯塚農林(飯塚市新立岩)	0948-21-4956
筑後農林(筑後市大字和泉)	0942-52-5106
行橋農林(行橋市中央)	0930-23-0382

衛生管理は家畜保健衛生所へ

中央家保(福岡市東区箱崎ふ頭)	092-633-2920
北部家保(嘉麻市漆生)	0948-42-0214
両筑家保(久留米市合川町)	0942-30-1037
筑後家保(筑後市大字和泉)	0942-53-2405